

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 9月 16日	
福島市長	
提出者	
住 所 福島市荒井北三丁目1-13	
氏 名 一般財団法人脳神経疾患研究所 院長 菅野智之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 024-593-5100	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属 南東北福島病院
事業場の所在地	福島市荒井北三丁目1-13
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	233床
③ 従業員数	299名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙記載

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙記載

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成、6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	55.035 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 排出運搬時の数と職員が持ち込んだ数の整合性を確認した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	49 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 院内感染委員会等で適正分別の周知徹底を周知する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物との分別
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状に同じ

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 感染の恐れがあるため行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 感染の恐れがあるため行っていない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現段階で計画はない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現段階で計画はない		

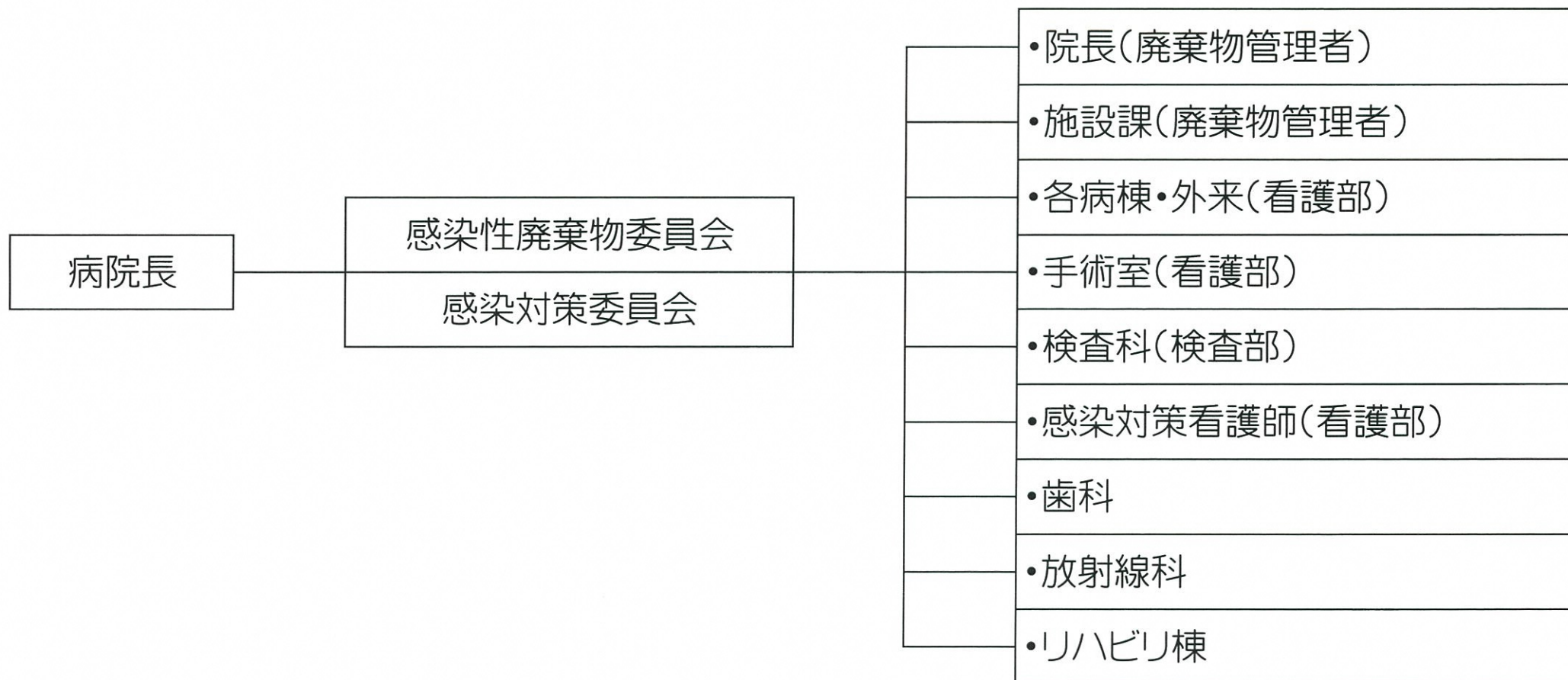
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	55.035 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	49 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（平成 6 年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		55.035	t
(今後実施する予定の取組等) 現在運用している			
※事務処理欄			

管理体制図



特別管理廃棄物の一連の処理工程

医療廃棄物

感染性廃棄物

血液・体液等が付着または、
感染の恐れがあるもの

専用段ボール箱

病院指定保管庫(鍵付き)

鋭利な物
針・メス・割れたガラス

専用プラスチック容器(ペール)

非感染廃棄物

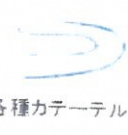
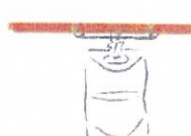
廃プラスチック等

透明ビニール袋

病院指定保管庫

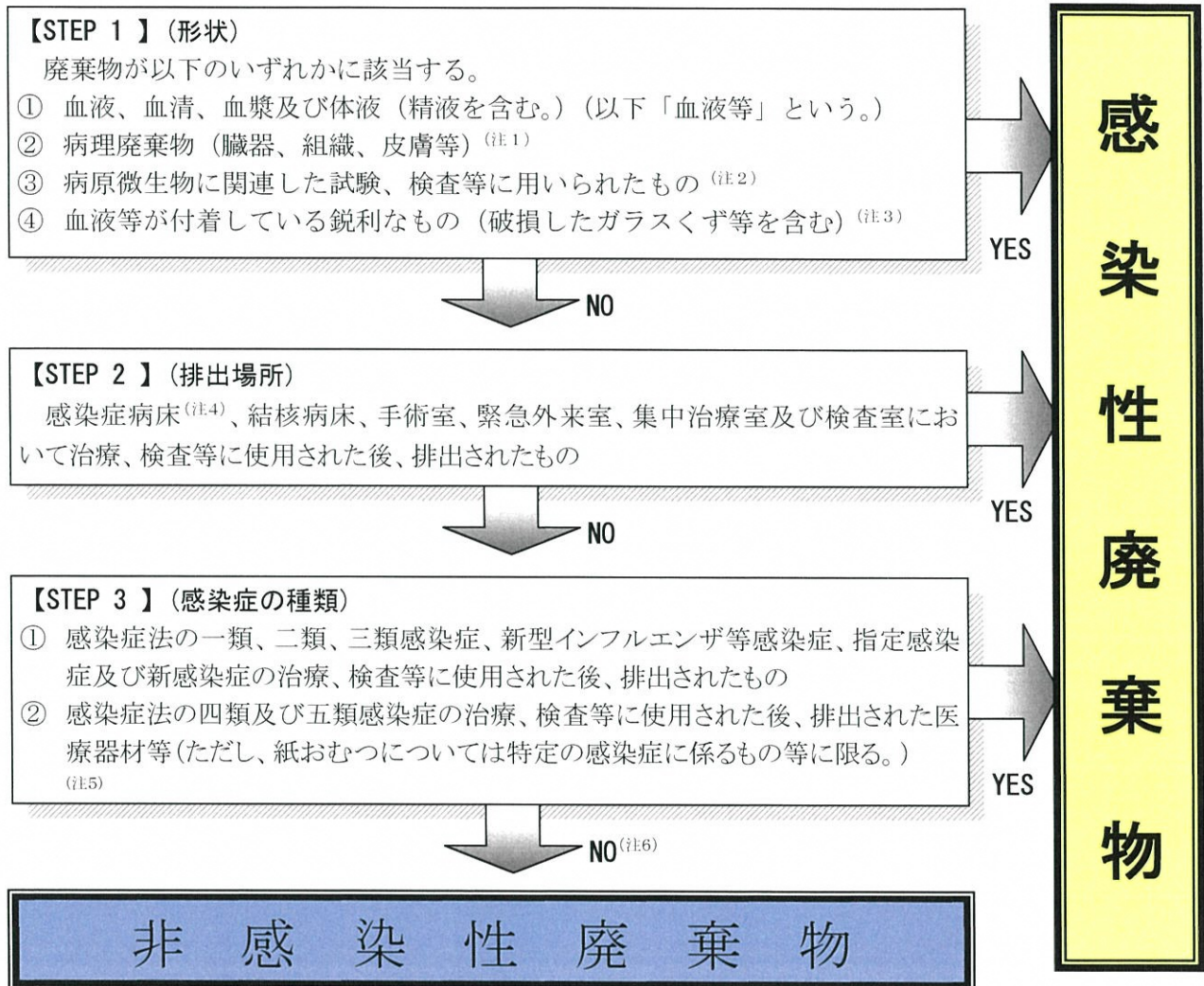
処 理 委 託 業 者

医療廃棄物分別表

区分	梱包容器及び バイオハザードマークの色	種類・性状	該当品目の例
感 染 性 医 療 廃 棄 物	金属缶又はプラスチック容器 黄色 橙色	鋭利なもの (針・メス・割れたガラス他) 血液・体液が付着したもの	 血液の入った注射器  メス等  薬液を注入した注射針等  各種カテーテル  輸液セットの回路 (血液が逆流しないものも含む)  検査室で使 用した試験管・シ ャーレ・培地等  血液が大量に付着したガーゼ等 血液バッグ及び回路アンブル・割れたガラス類 血液が大量に付着したティスポーザブル製品等
	段ボール箱 橙色	固形状のもの 血液・体液が付着した物	 血液の付着した手袋  血液付着及び感染症の疑いのある紙おむつ  血液の付着したティスポーザブル製品(ガウンなど)  血液の付着した脱脂綿・ガーゼ  血液の付着した包帯  イソジンの付着したもの(アルコール綿等)  ハルンバッグ  ハルンカップ  透析用フィルター  各種カテーテル  血液の付着していない手袋  ・マスク ・キャップ(帽子) 感染症患者に使用した全てのもの
非 感 染 性 廃 棄 物	透明ビニール袋 (45L) ※まめ結び	廃プラスチック類	※液体が入っていない物に限る。  ハイター 業務用ハイター  点滴バック 点滴プラボトル   薬品のプラボトル その他、診療材料各種プラスチック製品 例) 滅菌精製水ボトル、輸液セットの袋等



感染性廃棄物の判断フロー



（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1） ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2） 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1 参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。